

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年9月9日

香川県監査委員 林 勲  
同 鍋 嶋 明 人  
同 山 田 正 芳  
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 環境森林部  
2 監査対象年度 平成25年度  
3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 契約について</p> <p>（ア） 公用車を随意契約で売却するに当たり、2者以上から見積書を徴収する必要があったが、1者が辞退したため、他の1者から見積書により契約の相手方を決定していた。（西部林業事務所）</p> <p>（イ） 産業廃棄物夜間・休日パトロール業務委託契約について、成果報告書の受領後に添付書類の日付の一部を修正液で訂正していた。（廃棄物対策課）</p> <p>イ 物品について</p> <p>毒物劇物について、危害防止規程を作成するとともに、使用の都度、容器ごとに在庫量を数量又は質量で管理する必要がある。</p> <p>また、管理者による定期点検結果が記録されておらず、所属長への報告ができていなかった。（森林センター）</p>	<p>ア 契約について</p> <p>（ア） 今後は、辞退した者を除き、複数の者から見積書を徴収することとする。</p> <p>（イ） 今後、同様のことがあれば事業者に訂正を求め、県で修正することがないように、職員を指導した。</p> <p>イ 物品について</p> <p>直ちに、毒物劇物危害防止規程を作成した。</p> <p>また、同規程に基づき毒物劇物管理簿を作成するとともに、保管状況及び在庫量の確認を行い、所属長に報告を行った。</p> <p>今後は、同規程を遵守し、より適正な管理を徹底する。</p>